医業未収金の管理　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立病院機構

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 監査の結果 |
| １　地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「機構」という。）では、診療報酬等が回収予定日に入金されなかったものについては医業未収金として計上される。　(1)　患者負担分にかかる未収金については、患者別に未収金の発生及び回収の状況を管理する未収金システムと会計科目別に管理する財務会計システムの双方で残高管理を行っている。当該未収金については、平成24年度の監査結果（※１）のとおり、財務会計システムの残高と未収金システムの残高に差額が生じていたが、平成25年度末においても、以下の差異が生じている（いずれも未収金システムの残高に比べ財務会計システムの残高が過大）。差異の原因の一部は、医事会計システムから財務会計システムへのデータ連携機能のプログラム誤りや操作ミスであることが判明しており、機構は平成26年度に医事会計システムのプログラムを改修するとともに、差異金額を損失計上して措置する方針である。※１　平成24年度の監査結果（「財務会計システムと未収金システムについて」）要旨平成23年度末の患者負担分にかかる未収金に関して、財務会計システム上の残高と未収金システム上の残高に差額が生じている。患者別明細をもつ未収金システムと財務会計システムとの整合性を保つことで、決算数値の正確性を検証できるが、両者の間に原因不明の残高が生じており、決算数値の妥当性を欠いた状況となっている。　　また、差異の発生原因を検証するために、新たにプログラムを製作している。(2)　患者負担分以外にかかる未収金には、自治体に対する公費や保険会社に対する保険金等がある。当該未収金については、(1)の患者負担分にかかる未収金とは異なり、財務会計システムのみで残高管理を実施している。２　機構では、未収金対策として、患者負担分に係る未収金の滞納発生の未然防止及び発生した未収金の早期回収を中期計画に定めている（※２）。当該計画に対する取組として、前者では、クレジットカード等を用いた支払の導入や入院時の概算費用の提示等、後者では、電話等での催促や弁護士法人への回収委託の導入等を実施している。また、平成23年度の監査結果（※３）を受け、以下のとおり回収率に関する目標値を設定し、回収率の向上に取り組んでいる（※４）。さらに、他の地方独立行政法人等における未収金管理指標について、事例調査を実施し、次期中期計画での新たな目標値設定について検討を進めている。※２　第２期中期計画　第２ ２（２）③ 「未収金対策及び資産の活用」 患者負担分にかかる未収金の滞納発生の未然防止に努めるとともに、発生した未収金は、債権回収委託等を活用しながら、早期回収に取り組む。※３　平成24年度の監査結果（「未収金の回収率について」）要旨　　未収金の回収率の目標が設定されておらず、ＰＤＣＡサイクルが確立されていない。回収率の目標を設定して実績と比較することにより、回収率向上に対する取組を行われたい。※４　平成25年度の回収率に関する目標と実績の比較　 | １　患者負担分にかかる未収金については、今後差異の検証を行えるようになるとのことであるが、これまで財務会計システムの残高と未収金システムの残高とを照合し、差異の内容を把握する仕組みが構築されていない。２　患者負担分以外にかかる未収金については、発生時の入力や入金消込みが相手先別に実施されていないケースもあり、未収金残高の内訳について内容把握が行われていない。当年度の監査で把握した平成25年度末時点の１年超滞留残高及び発生日や相手先といった内容が不明な残高は以下のとおりであり、会計処理の方針は決まっていない。 ３　現在の未収金の管理指標では、すでに未収金になったものに対する回収状況を把握することはできるが、未収金の滞納発生の防止にも努める必要がある。 | 【改善を求めるもの（意見）】　患者負担分にかかる未収金については、財務会計システムの残高と未収金システムの残高を毎月照合するとともに、現在製作中の検証プログラムを活用し、差異の内容やその発生原因をチェックする仕組みを構築されたい。　患者負担分以外にかかる未収金については、左表のうち回収の見込みのない未収金は不納欠損処理や貸倒引当金計上の検討を行い、内容が不明なものには損失処理を行う等会計処理方法を早期に検討し、適切に処理するとともに、相手先別に内訳把握を行った上で、滞留が発生していないか、入金処理誤りがないか等について毎月チェックする仕組みを構築されたい。また、次期中期計画における未収金管理指標として、より効果的な管理指標を検討中とのことであるため、請求額全体に対する回収状況を新たに管理することも考慮されたい。 |
| 措置の内容 |
| 患者負担分に係る未収金については、平成27年度から未収金差異を把握するシステムを構築し照合を行い、差異の内容や発生原因をチェックしている。患者負担分以外の未収金については、概ね未消込のものであり、判明したものについては、全て必要な会計処理を行った。また、更なる残高についても、月ごとの状況把握に努め、必要な処理を行うよう全センターに周知した。未収金回収状況の管理については、平成27年度計画以降、患者請求額全体に対する回収率を患者未収金の管理指標とした。 |

建設仮勘定の本勘定への振替漏れ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 地方独立行政法人　大阪府立病院機構 | 急性期・総合医療センターにおいて、平成26年３月に使用を開始した施設設備について、建設仮勘定から本勘定への振替が遅れているものが２件あり、平成25年度の減価償却費が使用を開始した月に当たる平成26年３月から開始すべきであるが、担当者が誤って代金支払日（平成26年４月）で当該固定資産を登録していたことにより、1,842千円未計上となっていた。

|  |  |
| --- | --- |
| 冷温水製造機設備更新工事 | 242,546千円 |
| 病棟トイレ他改修工事 | 89,100千円 |

　なお、上記２件の振替漏れについては、代金支払月に当たる平成26年４月に本勘定への振替が行われている。 | 【是正を求めるもの】今後、決算日時点で建設仮勘定として計上されているものについては、建設仮勘定から本勘定への振替遅れが起こらないよう、使用開始されていないか十分に確認を行うなど、適正な事務処理手続を行われたい。【地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産管理規程】（減価償却の方法）第27条　減価償却は、その固定資産を取得し使用を開始した月をもって開始し、事業年度ごとに行うものとする。 | 建設仮勘定から本勘定への振替漏れが発生しないよう、各センターからの報告様式に「引渡日」「使用開始日」の欄を新たに設けた。 |

固定資産の耐用年数誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 地方独立行政法人　大阪府立病院機構 | 急性期・総合医療センターにおいて、平成25年度にＸ線ＣＴ撮影システム２台を購入したが、耐用年数を本来６年とすべきところを５年として登録を行っており、平成25年度の減価償却費が4,763千円過大に計上されていた。　 | 【是正を求めるもの】耐用年数の登録を是正するとともに、規定に従い耐用年数を適正に登録するため、ルールの周知徹底を図られたい。【地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産管理規程】（減価償却の方法）第27条　減価償却は、その固定資産を取得し使用を開始した月をもって開始し、事業年度ごとに行うものとする。２　償却資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）別表２（※）に基づく耐用年数とする。ただし、受託研究等により取得した固定資産は、当該資産を使用する予定の期間を耐用年数とする。※該当箇所抜粋 | 耐用年数の誤りについては、是正の上、固定資産台帳に反映した。また、耐用年数を含めた正しい資産管理の手続について、マニュアル化するとともに担当者会議を開催し、周知した。 |

固定資産の減価償却開始月の登録誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 地方独立行政法人　大阪府立病院機構 | 母子保健総合医療センターでは、平成23年度から３年にかけて手術棟の増設工事が行われ、平成26年３月に工事完成後、引渡しを受け、同月に医療器具等の器械備品（626点）を購入し、当該手術棟は同年５月から使用を開始した。　器械備品の減価償却は、使用開始月である平成26年５月から開始すべきであるが、登録担当者が使用開始日を確認することなく購入した同年３月から開始されており、平成25年度の減価償却費が12,266千円過大計上となっていた。固定資産取得件名一覧表には、取得年月日の記載欄はあるが、使用開始日の記載欄がないことから、取得年月日で登録したことが原因である。 | 【是正を求めるもの】器械備品については、使用開始月で減価償却を開始するよう登録を是正するとともに、本件のように固定資産の取得日と使用開始日が異なる場合には、減価償却開始日に誤りが起こり得るので、規定に従い適正に登録が徹底されるよう周知徹底されたい。

|  |
| --- |
| 【地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産管理規程】（減価償却の方法）第27条　減価償却は、その固定資産を取得し使用を開始した月をもって開始し、事業年度ごとに行うものとする。 |

 | 各センターからの報告様式である「固定資産取得件名一覧表」に「使用開始日」の欄を新たに設けた。また、過大計上となっている減価償却費について、平成26年度決算作業で修正を行った。 |

府立産業技術総合研究所の設備機器の区分の明確化及び有効活用の必要性　　　　　　　　　　　　対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）は大阪府から運営費交付金を受け取っている。運営費交付金については、大阪府の商工労働部が予算を作成し財政課に要求しているが、その詳細については研究所と協議の上作成されている。研究所では運営費交付金の交付対象として中期計画で以下のように定めている。　　(1)　維持管理運営費（非収益分）　　(2)　機器整備費（非収益分）(3)　人件費（非収益分、平成24年度から平成27年度は一部収益分も含む）(4)　法人化による新規経費等　　(5)　退職手当　　(6)　大規模改修費　　上記(1)～(4)については「標準運営費交付金」、(5)、(6)については「特定運営費交付金」の対象となる。２　研究所は、大阪府内の産業、特に中小企業の振興を目的として設備機器を購入し、依頼試験、受託研究業務や中小企業に対する機器の開放などに利用している。研究所が購入する設備機器は、見積購入金額を利用料等の収入により何年間で回収することができるかにより収益性機器、非収益性機器に区分されており、非収益性機器の中には、研究業務のみに利用され、収入を生むことが予定されていない機器もある。これらの機器を購入する財源としては、大阪府からの運営費交付金、研究所の自己収入及び目的積立金などがあるが、運営費交付金は非収益性機器の購入のみに充当される。財源と機器の種類の関係は以下のとおりである。また、平成25年度における主な購入機器は以下のとおりである。３　機器の収益性、非収益性の区分は、見積購入価格を年間利用料等収入で除すことにより計算される回収年が、７年から８年程度かどうかを目安として判断されるが明文化された規程等は存在しない。また、研究業務のみに利用される機器のうち、目的積立金を財源として平成25年度に取得した5,705,090円について、平成25年10月29日付で大阪府から指定を受け、地方独立行政法人会計基準第85で規定される特定の償却資産として会計処理をしている。但し、研究業務のみに利用される機器のなかで、特定の償却資産としての大阪府に指定を求める基準として、明確化された規程等は存在しない。４　研究所は、平成24年度に地方独立行政法人化され、従来にも増して自主的・自律的に組織運営を行い、収入の確保や財務の効率化が求められることとなった。ただし、研究所は収入の大部分を運営費交付金に依存する収入構造であり、平成25年度の収入合計2,660百万円のうち、自己収入は484百万円となっている。平成25年度の決算報告書は以下のとおりである。５　研究所では、平成23年６月より機器の稼働状況調査を実施している。調査対象は、「購入価格が100万円以上である主要な機器」であり、100万円未満の機器については稼働状況調査を実施していない。調査は毎月実施され、月次の調査結果は研究所の共有サーバーに格納され、全職員がいつでも閲覧できる状態になっている。稼働状況調査の結果は、各研究員が機器購入の際の参考や、機器の保守・修理の優先度判断などのために活用している。稼働状況調査の結果、稼働時間が短いものも散見される。このうち平成23年度以後の購入機器については、経営会議などで活用方法の検討がされているが、それ以前の購入機器については経営会議などの課題として取り上げられておらず、今後の活用方法についての検討が行われていない。 | １　運営費交付金の対象は非収益性機器とされているが、収益性機器と非収益性機器を区分する明文化されたルールが存在せず曖昧な部分があり、回収年が区分の目安とされる７から８年を超えていても収益性機器と判断される場合もある。また、回収年については、見積購入金額から補助金等を控除せず計算するとしているが、控除した上で計算している場合もあり、回収年の計算方法も不明確である。さらに、研究業務のみに利用される機器を特定の償却資産として指定を求める基準として、明文化された規程等は存在せず不明確である。２　現状では、収益性機器、非収益性機器の区分は、見積購入金額を利用料等の収入により何年間で回収することができるかにより判断しているが、研究所はそもそも収益獲得を目的とするような法人ではなく、平成25年度の収入合計2,660百万円のうち、運営費交付金が2,147百万円、自己収入が484百万円と、大半を大阪府からの運営費交付金に依存している。また、左図で示すように、運営費交付金のみ収益性機器の購入原資には充当できないという縛りをかけているものの、主として過年度の運営費交付金の剰余からなる目的積立金や非収益性も含む機器貸与料（自己収入）はあらゆる種類の機器購入の財源に充当できることとなっている。このことは、収益性・非収益性の区分が一貫した有用なものとなっていないことを示している。３　100万円未満の機器については稼働状況調査を実施しておらず、稼働率が低い機器の有無について把握できていない。また、稼働状況調査の対象となる100万円以上の機器について、調査の結果、稼働率が低いものも散見されるが、平成22年度以前の購入機器については今後の活用方法についての検討が行われていない。 | 機器を収益性、非収益性に区分する基準を明確化されたい。また、機器を収益性、非収益性に区分をすること自体が適切かどうかも含めて、大阪府と協議の上検討されたい。100万円未満の機器についても効率的な稼働状況調査の方法を検討し、保有資産の活用状況を把握されたい。また、平成23年６月より実施されている稼働状況調査の対象となった機器のうち平成22年度以前の購入機器についても稼働率が低いものについては今後の活用方法を検討されたい。 |
| 措置の内容 |
| ○　機器整備区分の明確化・　府との協議の結果、運営費交付金の算定上、機器整備区分は必要との結論に至った。・　機器整備区分については、内部の処理区分を「短期回収型」「一般型」と改め、年間利用料等による回収年を８年と明確化することを、研究所機器整備部会において決定した。○　機器の有効活用について　・　100万円未満の機器に係る稼働状況については、固定資産実査時に機械毎の利用頻度調査により、稼働状況を把握した。今後も調査を行い、購入機器を有効利用するための資料としていく。　・　平成23年６月より実施している稼働状況調査の対象となった機器のうち、平成22年度以前の購入機器については、個別に状況を調査し、その結果を平成27年５月開催の業務運営会議で報告し、今後の活用方策を定めた。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成26年12月８日から同月９日まで）

府立産業技術総合研究所の中期目標設定における工数管理の必要性　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）は大阪府内の産業、特に中小企業の振興を目的として、中小企業に対して、受託研究、依頼試験、施設設備の開放による技術支援を行うとともに、研究開発を目指す創業者や新製品開発を目指す研究開発型中小企業を対象とした支援を行っている。また、大阪府内の中小企業が強みを持つ産業分野において、更なる基盤技術高度化を目指して研究開発を行うとともに、研究や技術支援等の業務で得た成果・ノウハウをもとに技術相談、現地相談など指導普及業務を行っている。研究所の業務は、技術支援業務、指導普及業務、研究業務の３つに大別され、それぞれの具体的な内容は以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 技術支援業務 | 受託研究、依頼試験、設備機の開放など企業からの依頼に対応する業務 |
| 指導普及業務 | 技術指導（技術相談、現地相談、実用化支援）や技術普及（セミナーや講習会等の実施）など、研究所で得られた研究成果や技術ノウハウの普及・移転により技術力向上を目指す業務 |
| 研究業務 | 特別研究、プロジェクト研究、発展研究、基盤研究、企業・大学等との共同研究など |

　　研究所は現在の中小企業のニーズに応えるための技術支援業務、指導普及業務に取り組みつつ、将来にわたって中小企業への高度な支援を継続するため、研究業務も実施する必要がある。２　研究所は平成24年度に地方独立行政法人化され、地方独立行政法人法第26条に基づく中期計画を作成し、10個の数値目標を掲げている。その上で、中期目標期間の各年度においても年度計画を作成し、各年度における数値目標の目安を定めている。　　数値目標は、成果を求めるための活動量を示す活動指標とその成果としての成果指標から構成され、それぞれ平成19年度から平成22年度までの実績を基礎として算定している。平成24年度から平成27年度までの第一期中期目標期間において設定された数値目標と、平成25年度までの実績は以下のとおりである。平成24年度及び平成25年度においては、すべての項目で実績が目標を上回っている。３　数値目標を上回る結果となった要因としては、地方独立行政法人化により柔軟な組織運営が行えるようになったことや、数値目標の進捗状況を月２回実施されている業務運営会議において報告するなど進捗管理を行ったことが挙げられる。また、職員が数値目標を意識してその達成に努めたとのことである。４　地方独立行政法人会計基準においてはセグメント情報の開示が規定されているが、研究所では単一セグメントにより事業を実施しているとして開示を省略している。他の地方独立行政法人化されている試験研究機関における、セグメント情報の開示状況は以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 概要 |
| 東京都立産業技術研究センター | 技術支援、製品開発支援、研究開発、産業サービス、法人共通、その他に区分して開示している。 |
| 鳥取県産業技術センター | 本部、電子・有機素材研究所、機械素材研究所、食品開発研究所に区分して開示している。 |
| 青森県産業技術センター | 工業部門、農業部門、水産部門、食品加工部門、農商工連携基金、本部・共通に区分して開示している。 |
| 北海道総合研究機構 | 本部、農業研究本部、水産研究本部、森林研究本部、産業技術研究本部、環境・地質研究本部、建築研究本部に区分して開示している。 |
| 大阪市立工業研究所 | 開示していない |
| 山口県産業技術センター | 開示していない |
| 岩手県工業技術センター | 開示していない |

 | １　研究所は、業務別の工数管理が不十分であるため、数値目標の達成にどの程度の工数をかけたのかが不明となっている。第一期中期目標期間において設定された数値目標はいずれも業務の結果や成果を示す指標であり、結果や成果を得るためにどの程度の工数がかかったのかという工数管理情報は存在しない。２　研究所の業務は技術支援業務、指導普及業務、研究業務に大別されるが、業務ごとの工数管理を行っていないことから、業務別の損益管理も十分に行えていない。研究所は業務分野が工業のみの単一セグメントであるとして、セグメント情報の開示には至っていない。

|  |
| --- |
| 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解第41　セグメント情報の開示１　地方独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、次のようなものとし、当該法人の事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。　(1)　事業の種類別セグメント情報　(2)　所在地別セグメント情報＜注37＞　セグメント情報の開示について１　地方独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による住民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。２　（略）３　セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、定めていくこととする。ただし、公立大学法人については、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報について共通に開示することに留意する必要がある。 |

 | 各業務にどの程度の工数がかかっているかという工数管理情報の把握に努められたい。その上で、工数管理情報も考慮した業務効率化に係る数値目標の設定を検討されたい。また、地方独立行政法人として、従来にも増して自主的・自律的に組織運営を行い、収入の確保や財務の効率化が求められることから、業務の成果や結果に対し、それらを得るためにどれだけのコストがかかっているかを把握するためにも、セグメント情報の開示を検討されたい。 |
| 措置の内容 |
| ○　工数管理情報の把握・業務効率化に係る数値目標の設定について研究所が取り扱う技術支援・指導普及・研究業務は多岐にわたり、処理に要する工数も相談内容等に応じて大きく異なることから、定量的な工数管理情報を把握することが、研究所の業務効率化に資するとはいえないと考えている。なお、他府県の地方独立行政法人である公設試験研究機関に対して状況把握を行った結果、工数管理情報の把握を実施している法人はなかった。業務の効率化については研究所としても必要性を認識している。今後、技術サポートセンターを設置して定型的な依頼試験等を集約実施するなど、更なる業務の効率化を進めていく。○　セグメント情報の開示について会計実務の更なる改善に向けた検討会を設置し検討したところ、研究所においては、業務分野が工業単独で、所在地も本所のみであることから、現段階では、セグメント表示を行う必要性はないとの結論に至った。なお、セグメント情報の取扱いについては、平成27年１月に国の独立行政法人会計基準が改訂されたところであり、今後、地方独立行政法人への適用拡大の動きや、国の独立行政法人の対応状況等を注視し、これらの動きを踏まえて対応していく。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成26年12月８日から同年12月９日まで）

府立産業技術総合研究所の研修室等の活用方法の検討　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 監査の結果 |
| 地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）では、研究所内にホールや研修室、談話室（以下「研修室等」という。）を保有しており、所内で利用するほか、利用料を徴取して外部に対する貸出しも行っている。研修室等の稼働状況については、所内のシステムで管理しており、平成25年度における稼働率は以下のとおりである。 | 全ての研修室等の年間稼働率は50％未満であり、１か月の使用日数が数日程度のものも多く見られるにもかかわらず、研究所では、稼働率が低い研修室等の活用方法について、経営会議などの課題として取り上げられておらず、今後の活用方法についての検討が行われていない。 | 【改善を求めるもの（意見）】研修室等の中には稼働状況が低いものも散見されるため、今後の活用方法を検討されたい。 |
| 措置の内容 |
| 研修室等については、業務運営会議にて監査結果を報告の上、活用方法を検討した結果、所内での会議等をはじめセミナー、講習会、外部視察等で数十名から数百名規模まで幅広く利用されている状況を鑑み、引き続き所内で活用するとともに外部利用を促すことで利用促進を図っていくこととした。そのため、機関誌への広告掲載、当所のメールマガジン掲載、研究所におけるチラシ配架、各種協議会での告知等を通じた広報を今後も積極的に継続することで利用を促進していく。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成26年12月８日から同年12月９日まで）